平成２７年（フ）第４３号
福島県郡山市富久山町福原字一里坦14番地の20　ファーストハウスＡＴ201号
債務者　三品　彰広
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２６４号
福岡県中間市池田２丁目１番302号
債務者　平木　和文
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２６５号
福岡県中間市池田２丁目１番302号
債務者　平木　里美
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４７９号
名古屋市名東区貴船３丁目2411番地　メゾン貴船Ｄ棟103号
債務者　橋本　邦彦
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５０号
神奈川県南足柄市塚原4919番地153
債務者　芹澤　啓太
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１９１号
神奈川県足柄上郡大井町金子2894番地、前住所神奈川県伊勢原市池端204番地の５　コーポコジマ202号
債務者　横内　　治
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１９２号
神奈川県足柄上郡大井町金子2894番地、前住所神奈川県伊勢原市池端204番地の５　コーポコジマ202号
債務者　横内　典枝
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１９８号
神奈川県厚木市毛利台１丁目４番９号
債務者　菊地　　勝
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８３号
広島県福山市今津町５丁目13番44―１号
債務者　黒田　輝幸
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２５８号
北九州市小倉北区高尾２丁目18番５号
債務者　上田いづみ
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１１３号
青森市旭町１丁目４番９号　パンションひやま107号
債務者　小向善五郎
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
神奈川県厚木市下依知885番地　クルミ102、前住所神奈川県厚木市栄町１丁目３番18号
債務者　畠中みどり
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２１４号
神奈川県秦野市西田原250番地の１
債務者　前嶋　勝利
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２６２号
北九州市小倉南区中曽根６丁目６番３―203号
債務者　森山　直樹
1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１０４号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平585番地４
債務者　眞謝　孝一
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５０号
山口市元町３番15―503号　Ｂ棟
債務者　飯田　正子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４６号
山口県周南市大字下上608番地の24
債務者　桑名　裕美（旧姓長岡）
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
山口地方裁判所周南支部